

Title	政治的正統性 (正当性) 概念の再検討
Sub Title	Rethinking the concept of political legitimacy
Author	湯本, 和寛(Yumoto, Kazuhiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2020
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.93, No.12 (2020. 12) ,p.207- 232
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大石裕教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20201228-0207

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

政治的正統性（正当性）概念の再検討

湯 本 和 寛

問題の所在

- 一 Legitimacy 概念と訳語
 - 二 正統性概念の二面性
 - 三 正統性概念の権力性
 - 四 正統性概念の拡張
 - 五 正統性の動態的把握
- 結び

問題の所在

政治的正統性（正当性）＝ political legitimacy は、社会科学において最も重要な概念の一つである。歴史上の出来事をめぐっても、また現代政治の諸問題に目を向けても、正統性は社会の統合と分裂、安定と変動、戦争と平和などの問題に深く関連してきた。人々がなぜある特定の対象を正当なものともみながっていくのか（いかなのか）、正統性が社会過程や政治過程、もしくはは政治システムにおいてどのような機能や役割を果たしているのか、

また正統性はいかなる条件のもとで認められるのか、認められるべきなのかといった各種の問いは、社会科学の諸領域を横断する非常に重要なテーマであり続けてきた。

一方で、正統性概念そのものの検討は、権力概念などと比較した場合、十分になされてきたとは言いがたい。理由の一つには、個人の主観的な「正しさ」と集合的な価値や規範を内包する、概念そのものの多義性が挙げられる。また、近代の正統性研究の嚆矢となった M・ヴェーバーの研究は、国民国家が相互排他的な主権を保持するという当時の世界観や官僚制を前提としながら、国家による「支配の正統性」を議論するものであった。それから一世紀余りを経た現代においては、大小様々な主体が相互に影響力を及ぼし合い、公的な制度だけでなく日常生活や文化にまで「政治」を見出すような研究上のパラダイム転換も起きている。こうした状況を念頭に置いて、政治的、正統性の概念を捉え直す必要がある。また正統性の計測を主軸にした実証研究のみならず、正統性がいかに構築され、維持され、廃れていくのかといったアクチュアルな問いに答えるためには、動態的な過程の把握や、そこで不可欠となるメディアの役割に注目した考察も求められる⁽¹⁾。

こうした問題意識から筆者は以前、正統性に関する既存の研究アプローチの特徴と変遷をたどりつつ、そこでマス・コミュニケーションがどのような機能・役割を果たすのか、言語などの「象徴」との関連において研究を行った(湯本 二〇〇四)。そこで本稿では、各種の研究アプローチを貫く正統性概念に付随する諸問題⁽²⁾と、あらためて考察を加えたいと思う。その筆頭は、論者によって分かれる legitimacy の訳語(正統と正当)の問題であり、続いてその問題を生じさせている正統性概念の二面性(主観的な正しさと集合的な価値、積極的同意と消極的義務)の問題、二面性から生じる正統性の権力性、その権力性の基盤となる制度的秩序の正統化の契機、メディアの役割を加味した動態的な把握へと議論を展開していきたい。

1 Legitimacy 概念と訳語

Legitimacy と Legitimität (独) / Légitimité (仏) の語は論者によって「正統」もしくは「正当」と訳され、一般的にも学術的にも一致をみていない。こうした問題を避けて、敢えてレジティマシーとカタカナで表記するケースもある。概念の検討にあたって表記の問題はその根幹をなすため、はじめに整理しておきたい。

Legitimacy の語について日本ではじめて言及したのはおそらく福澤諭吉であり、明治八年に発行された『文明論之概略』であった（福澤 一八七五・一九九五・四二―四三）。福澤は「ポリチカル・レジチメーション」を「政統」と訳し、「その国に行われて普く人民の許す政治の本筋」であるとした⁽²⁾。しかし「政統」の語は引き継がれず、「正統」と「正当（正當）」が並立する状況が爾来続いている。加藤新平は一九五〇年に著した『國家權力の正統性』で Legitimität について議論し、本文中においては権力の倫理的基礎の問題を考察するとして「正統性」の語を、タイトルにおいては誤解を避けるためとして「正統性」の語を用いた（加藤 一九五〇）。丸山真男は、必ずしも倫理的には正しくない正統性の根拠もある中で、倫理的正当性との区別ができ、訳語も一つに定まるとして福澤の「政統」が優れていたと評価している（丸山 一九八六・一六九―一八三）。

こうした訳語の問題をめぐっては近年、ヴェーバー研究者の柳父因近が、福澤や丸山の議論も踏まえながら Legitimität に含まれる正統と正当の両面について検討を加えている。詳しくは柳父の論考を参照されたいが、Legitimität は「ある支配が多数派の何らかのオピニオンによりオーソライズされている」という経験的な事実と「倫理的に正しい」という規範的な要素を併せ持つ。両者は峻別できるわけではないが、政治学的に前者を強調するならば「正統」の語が、政治哲学などの分野で後者を強調するならば「正当」の語がより妥当性を持つことになる（柳父 二〇一〇・一五五―一八一）。

また訳語の問題を複雑にしているのが近接する諸概念である。正統は orthodoxy の訳語でもあり、その反義語は異端 heterodoxy である。また legitimacy に関する英語文献でも散見される justification は正当化と訳され、rightness も正当性と訳される。正統も正当も legitimacy の訳語として用いられる一方で、それぞれが orthodoxy や justification の訳語にも当てられるため、邦訳文献を読む際には、原著者がどちらの語を意図しているのか、原典にあたらない限り見分けがつきづらいという重大な問題が未解決のまま続いている。

文法上の問題も存在する。日本語において正統は名詞だが、正当は名詞であり形容動詞でもある。正統は主語としても用いられ、参照される価値体系や行為する主体の性質を示すのに対して、正当は主に行為そのものへの評価・価値判断を示すことが多い。したがって legitimate government や legitimate action を、それぞれ「正当政府」や「正統な行為」と訳したり、legitimation を「正統化」と訳したりするのは、日本語本来の語義とすれば不適切となる。

訳語が併存する状況において、正統性と正当性の語を使い分けながら、相互の連関を議論する例もみられる⁽³⁾。また、正統、正当双方の表記とも正しいという評価をすでに含んでいるが、legitimacy の根拠として被治者の主観、民主的な「同意」を必ずしも求めない議論も存在し、legitimacy を政治システムの「調達の対象」とみなすケースもある。その際には、個々人の「正しい」という主観的判断は後景に退くことになる。

こうした訳語の問題を克服するために、筆者は legitimacy を「適理性」と訳すことを提案した(湯本 二〇〇四)。Legitimacy の語が「法に適った」という意味から派生し、中世には慣習を含む概念まで拡大し、さらに民衆による「権利根拠」への同意という側面を強めてきた経緯からすれば、何らかの理(ことわり)に適ったという意味での「適理性」は原義にも近い⁽⁴⁾。福澤は「政統性」の根拠として「道理」と「歲月」を挙げているが、後述するように legitimization には、外在的な道理を主観的に妥当なものとして適用するという側面と、道理の再確

認（その道理に従った相互行為による客観的な妥当性の維持）という双方向の側面がある。その点についても説明がしやすい。適理性・適理化・適理的といった語を用いることで訳語が一つで済み、日欧語間の議論の整合性も高められ、近接する諸概念との混乱も減らすことが期待できる。

ただし、こうした「適理性」を術語として用いること自体の「道理」が広く共有されておらず、使用されてきた実績や「歳月」もない。また従来の正統と正当の両面を意識することによって、概念の理解が深まる面もある⁽⁵⁾。この点を考慮し、本稿では便宜上、基本的に正統の語を用いることとしたい（引用も統一して表記、その含意は legitimacy となる）。

二 正統性概念の二面性

正統性概念は、研究目的や採用する方法論によって様々な形で定義づけられてきた。一方で訳語の問題とも関連するのが、この概念が持つ二面性である。個別の議論では明示的に検討されることは少ないが、両面の特徴と関係性について、以下考察したい。

正統性の語は、古典ラテン語において法 (lex) に適ったという概念 (legimus) として始まり、支配的権力への「服従」や「同意」、「政治的義務」に関する考察のなかで政治的、性格を強めてきた。J・G・メルキオールはこうした変遷を経た正統性研究の現代における二つの潮流として、主に正当な「規範」について研究する法学的なアプローチと、主に正当な「権力」について考察する政治学的なアプローチを挙げている。そのうえで、政治的なアプローチを人々が抱く信念を強調する「主観理論」と、信念の外側にある社会的な価値を強調する「客観理論」に大別した (Merquior 1980: 26)⁽⁶⁾。これに類似した形で、B・ネレンボスは社会学における正統性研究

を、主観的な「信念」に注目するアプローチと、外在的な「システム」に注目するアプローチに分類している (Neelenbos 2016: 8-17)。

前者は、正統性の根拠を個々人の信念に還元する考え方であり、社会科学においてはヴェーバーによる「支配の正統性」論以降広まったとされ、とりわけ経験的・実証的な研究において採用されてきた。ヴェーバーは支配を「挙示しうる一群の人びとを特定の(またはすべての)命令に服従させるチャンス」(ヴェーバー 二〇一二: 三)として捉え、正統性を「支配者・被支配者が内面化している、その支配を支える権利根拠」として位置付けた(一九六〇: 三三)。正統性の理念型として伝統、カリスマ、合法性の三つを掲げたヴェーバーの議論は、存在と当為の問題を峻別し、政治的支配の道德的、倫理的内容を問うことなく、「被支配者の主観的な支持」を正統性の根拠としたところに大きな特徴がある。それは、たとえ観察者にとつてその支配が不当に思えようとも、経験的な事実の問題として、安定した支配の正統性についての通時的、共時的な比較分析を可能にした。

ヴェーバーの議論そのものは、支配者の自己正当化・自己義認という側面も同時に強調するものであったが、被治者の主観に基づく定義は C・フリードリッヒの政治理論や S・リップセット、R・ダール、D・イーストンなどの行動科学的、機能主義的な議論の中に受け継がれていくこととなった。たとえばフリードリッヒは、「正統性の問題」とは「所与の支配関係が、その対象となる臣民の多数によって適切な権原タイトルに基づいていると信じられているかどうか」の問題であるとし「何が(正統性の)基礎を構成するかに関する問いは、厳密な意味においては、貴族主義的な観点を除いて、答えることはできない。自由社会においては、その基礎を構成するものについての不一致が「うまれるだろう」と述べている (Friedrich 1963: 234-238)。同様にダールは「(政府)の構造、手続き、行為、決定、政策、官吏、指導者などが『正しさ』、適切さ、倫理的善などの性質を備えている——ひと口に言えば拘束力ある決定を行う権利を持つ——と命令を受ける側の人びとが信じるとき、その(政府)は『正統

的』とされる」とし、包括的に定義する（ダール 一九六三―一九九九・七九―八〇）⁽⁷⁾。

一方、後者の客観理論は、個々の主観とは独立した外在的な規準として正統性概念を捉えるものであり、議論の方向性は異なるが、システム論や構造主義、また多くの規範的議論とも親和性がある。こうした観点からは、人々が正当だと思おうから正当であるという同義反復的な定義、その内容を問わないままに瞬間的な多数決に還元してしまふような定義は、移ろいやすく表面的なものとして否定され、集合的な社会的・文化的価値との関連が重視される（Merquior *ibid.*: 26）。支配の正統性の「主観理論」への道を開いた点が強調されるヴェーバーも、「正統なる秩序」に関する議論の中で外在的な規範としての後者の側面に注目し、以下のように述べている。

行為がある秩序の効力に従うといつても、秩序の平均的な意味を守るためばかりではない。その平均的な意味を避けたり、それに背いたりするときでも、何らかの程度で拘束力のある規範として存在する効力の可能性は作用しているのである。……泥棒は、自分の行為を隠すという方法で、実は自分の行為を刑法の効力に従わせているのである（ヴェーバー 一九二二―一九七二・五一、傍点引用者）。

主観的定義と客観的定義の関係は、先述した日本語訳の問題、すなわち正当性（＝倫理的な正しさ）と正統性（＝ある支配が多数派の何らかのオピニオンによってオーソライズされたもの）の関係とも、ある程度（倫理的であるか、多数派に根拠を求めるとどうかは別として）重複する。正統性概念はこの両面を併せ持っており、それぞれの定義は必ずしも明確に区分されるものでもなく対立するものではない。たとえば、外在的な規範や世界観を個人が社会化を通じて内面化することで、それに基づいた相互行為が客観的なものとして制度化され、一定の秩序が成り立つといった循環的な過程として両者の関係を説明することができる。

その一方で、主観的な信念と、外在的な価値や規範は必ずしも一致するとは限らない。正統性概念を政治シス

テムの観点から捉える研究においては「人々が実際にこの支配の権利を信じているかどうかは問題ではなく、こうした権利が社会的に制度化されているかどうか、それが政治的行為や組織を構造化しているかどうかの問題」だとされる (Netelenbos *ibid.*: 13)。結果として正統性を、システムが維持、存続するためのリソースや函数として捉えるような定義も導かれる。たとえば、S・M・リブセットは「正統性は、現行政治諸制度がその社会にとって最も適切なものであるという信念を生ぜしめ、また存続せしめるその体制の能力を含んでいる」と述べている (リブセット 一九五九―一九六三・七四、傍点引用者)。N・J・スメルサーらに至っては、「政治的正統性とは、社会のおもだった集団が現在の政治的な政策決定のシステムを、その政策に同意するとし、ないとかかわらず、拘束力のあるものとして受け入れる度合のこと」であるとし、システム＝政治体制に付随する機能として定義づけている (スメルサーほか 一九六九―一九九八・一五三、傍点引用者)。

こうした視点に立てば、外在的な規範としての正統性は、個人の内面においては、ある程度の振り幅をもって立ち現れることになる。正統性を政治コミュニケーションの観点から分析したC・ミューラーは「制度、手続きおよび支配集団が、市民によって正統だと認知されるとき、公式的解釈と個人的解釈とのギャップから生ずる緊張や不安は、吸収されるであろう。ある人が不足や権利の剝奪や希望の挫折を経験しても、その根拠が十分に納得できれば、彼はそれに耐えることができる」と述べている (ミューラー 一九七五―一九七八・一六四、傍点引用者)。同様に山口定は「政治体制」を支える構成要素のトップとして「正統性原理」を掲げたうえで、それは多くの場合は憲法を中心に明記されており、その国の政治エリートを表向きの体制への忠誠心の核心にあり、またマス・メディアを通じて広く一般国民の間に浸透させられている原理であるとする (山口 一九八九・三八、傍点引用者)。また、京極純一は日本の政治を語る中で、正統性に公的な「タテマエ」としての側面を見出しているが (一九八三・一五九―一六二)、洋の東西を問わず、正統性には「公式的解釈」や「表向きの原理」といった

タテマエの形式的な受容としての側面をみるができるだろう。

ヴェーバーの議論は、以上のような主観理論、客観理論双方の側面を踏まえつつ、治者が主張し、被治者が見いだすチャンス（可能性、蓋然性）が高い、また治者の命令に被治者が服従するチャンスが高いところの「正統性の信念」を理念型として分類したものであった。ヴェーバーは行為者の一部が秩序（＝慣例と法）を「理想や義務」と考えれば、「行為が秩序に従う可能性が高くなる」とし、逆に「或る秩序の平均的な意味を避け、それに背くのが普通になってしまえば、秩序の効力は非常に小さなものになり、最後にはもう全く存在しなくなる」と述べている（前掲書：五〇―六一）。

三 正統性概念の権力性

支配の正統性は当該の社会の何らかの集合的な価値観を反映していること、また個人の内面においては、その価値が当然視され「正しい」ものとして受容される場合と、（その程度や内容の差はあれ）「義務」としての形式的な受容にとどまる場合が想定されることをここまで議論してきた。M・ドガンはヨーロッパ諸国の比較調査に基づきながら、「正統性が全員一致にまで到達することは決してない。すべての集団、あるいは、すべての個人が、政治権力の権威を同様に評価することもない。無関心層や反体制的なサブカルチャー、穏やかな反対者や武装したテロリストがおり、これらの両極端の間にいる多数の人びとは、政府による正統性の自己主張に対して、部分的に納得しているだけである」と述べている（ドガン 二〇一〇＝二〇一一：二二二）。実証研究においては、方法論的な要請から、正統性を見出す対象を政府などの主体、政治体制、共同体などに分類し、概念を操作化したうえで調査を行うケースが多いが、ドガンは政治的なリーダーや政府への信頼が非常に低い一方で、民主的な体

制の正統性は安定していると指摘する。

われわれは、体制の正統性と、諸制度への信頼と、政府の人気とは明確に区別されるべきであると言わざるを得ない。……民主体制は、市民の多数が民主的な方法で民主政治を変革する以外には、よい選択肢はないと信じられているがゆえに、崩壊することはないのである。民主政の長所は、政治ゲームのルールにしたがつて、変化を求める可能性を提供しているところにある(同：二二三—二二四、傍点引用者)。

「正しさ」の並立を前提とする民主政治においては、さまざまな政治的決定を生み出すルールや手続き(近代国家においては、タテマエ上は法に反映され、法によって基礎づけられ、また選挙をはじめとして制度化されている)も、正統性の根拠として重視されることになる。特に正統性に関する近年の研究においては、こうしたルールによって生みだされる「敗者」、先述したような政治的な決定を「義務」として受容することが求められるような「敗者」に関心が寄せられている。

たとえばC・アンダーソンらは、民主的正統性にとって「敗者の同意」(losers' consent)は不可欠であるが、これまでの研究においては看過されてきたと指摘する。そのうえで、選挙結果が勝者と敗者にもたらす政治システムへの態度(見出される正統性)についてサーベイを行い、選挙結果と政治システムそのものへの信頼が連動すること、「敗者の同意」にはその国の政治的文脈や投票者の個人的な資質が影響することなどをデータとして示した(Anderson *et al.* 2005)。

また法哲学者の井上達夫も、「敗者」を想定した規範的な議論を展開している。井上は、民主社会において正しき法をめぐる人々の価値判断は多様であり、その対立は不可避であるという前提のもとに「人々が、自分が不当とみなす政治的決定——『悪法』を産出するとみなす政治的決定——に対しても、新たな政治的競争のラウン

ドでそれを覆せるまでは、自分たちの政治社会の公共的決定としての規範的権威を承認することが可能でなければならぬ」と述べる。そのうえで「この抗争の敗者、すなわち当該決定を不当とみなす敗者も、それに敬讓すべき理由を、当該体制の下で見出しうるか否か」という問いを据えて、公共的秩序をもたらす正統性の条件を考察している（井上 二〇一九…iii、一六七）。井上が企図しているのは、正義に基づいた法の支配¹¹立憲主義の確立であり、公正な政治的競争のルールについての理解と受容である（そこには統治権力の側も、さらにはその批判者たちも、法の支配を理解し実践できていないという厳しい現状認識がある）。

このように「敗者の同意」は、実証研究から規範的な議論に至るまで、正統性の問題を（民主的な）制度やルール、手続きとの関連で語る際に通底するテーマとなっている。ではなぜ敗者は「自らが不当とみなすような政治的決定」を受け容れるのだろうか。この点について、ヴェーバー同様に近代以降の法の実定化に注目し、システム論の観点から考察したのがN・ルーマンであった。ルーマンは正統性を「決定が拘束力を持つものとして承認されること」と定義したうえで、ヴェーバーの議論ではなぜ合法性に基づいた正統性が成立するのか、また法の制定や適用のメカニズムについて、何ら説明がされていないと指摘する（ルーマン 一九八三¹²一九九〇…二二）。また、専門分化が進んだ現代社会の複雑性を鑑みた際に、個々人が個別の法規範の内容について「正しさ」を確信し、承認、受容するという「高い目標」の達成は不可能であると考え、安定した秩序を個々人の主観的な正しさによって基礎づけることは説明として不十分であるばかりでなく、システムの安定のためには、無知や無関心すら機能的であると主張する（同…二二二）。こうした前提に立ったうえで、選挙や裁判といったコンフリクトを縮減する「手続き」をシステムが制度化していること自体に、ルーマンは正統化のメカニズムを見出した。また、コンフリクトに不確実性が存在するからこそ、当事者にとっても手続きが必要とされ、選挙や裁判の結果が尊重され、既存のシステムが正統化されることになるという。

かくして正統性は、(自由意志的な) 承認や個人的に責任を負うべき核心に立脚するのでは決してなく、反対に拘束的決定の承認を自明のものとして制度化する社会的風土に、それを個人的決定の結果とみなさず当局による決定の妥当性の結果と見做す社会的風土に基づいているのである(同：二五)。

「社会的風土」を強調するルーマンが、その議論の中で用いたのが、G・H・ミードから借用した「役割受容」の概念であった。役割を取得することで「行為者」は、時間的にも空間的にも限定された特定の状況において、その場にふさわしい役割を取り入れ、「自分自身の一部分」としてあらわさなければならぬ行為のうちへ編み込まれ」ていき、「決定の受け入れへと動機づけられる」ことになるという(同：九二―九三、傍点引用者)。

ルーマンの正統化論は、システムの存立をテーゼとしながら、一部の表明された異議申し立てが私的な意見へと転化され、公的な討論から排除されていくメカニズムを説明している。一方で、テクノクラシーを称揚し、現行のシステムが持つ様々な矛盾を看過していること、また制度的な解決を模索しないような社会運動を説明できないことなどが批判の対象とされた。ルーマンとの論争を繰り返した J・ハーバーマスは、合法性は正統性の一派生形態にすぎないとし、支配体制を支える一般的解釈の重要性を強調したうえで、正統性には討議による基礎づけが必要だと主張する(ハーバーマス/ルーマン 一九七一―一九八七・二九三―二九五)。また、普通選挙が現代において「正統化の調達」手段となっている一方で、経済的な矛盾を自覚させないような「形式的なデモクラシー」に陥っていると批判する。

形式的なデモクラシーの制度と手続きは、国民の抱いているなんらかの動機にほとんど依存しないで行政が決定をくだせるように編成されている。それは一般化された動機、すなわち内容的にとりよめのない大衆の忠誠を調達するが、

しかし彼らの参加は回避する、という正統化過程によって行われる（ハーバース 一九七三―二〇一八・六九―七〇）。

それを支えるのが、エリート理論やテクノクラシー的なシステム理論がもたらす構造的な脱政治化であり、人々の私生活主義（出世志向、余暇志向、消費志向）と結びついた政治的な権利放棄をもたらしめているとして、ハーバースは理想的な討議による正統化の危機の克服を説いた（同・七〇）。

正統性の根拠をどこにどう求めるべきかという当為の問題は別として、「敗者の同意」という一つの側面を介して明らかになるのは、正統性が持つ権力性である。S・ルークスが示した多次元の権力観に従えば（一九七四―一九九五）、ヴェーバーが定義したような支配の正統性は、政治的な決定やそれに基づく命令が下される際の明示的な根拠として、むきだしの強制力に頼ることなく他者の行為を変更させる「一次元的権力」の行使を可能にするものとしてまずは捉えられる。また、ルールに内包された「敗者の同意」は、問題や争点が社会的に顕在化することを抑える権力。「二次元的権力」の一形態として把握できる。正統性の根拠に関する信念が広く共有され、またルーマンの議論に見られるように、コンフリクト解決の手続きが制度的に局限化され、異議申し立てに対するサンクションが想定されるなど、公的な場での利益認識の表明・主張が阻害されるケースにおいて、こうした権力が行使されていることになる。さらに、ハーバースらが批判しているように、「形式的なデモクラシー」のような一見すると妥当な制度によって社会の矛盾が隠蔽され、現状が自明視され、問題が潜在化させられているという視点に立つならば、正統性には（真の）利益の認識自体を排除する「三次元的権力」としての側面が見えてくる。結果として、権力に正統性が備わることによって権威が変わる（自発的服従をもたらす）といった旧来の捉え方ではなく、正統性自体に不可視の権力としての側面が見出されることとなる。

四 正統性概念の拡張

ルークスの議論は、観察可能な事象のみを対象とする行動主義的な権力観への批判として権力概念を拡張するものであった。ルークスによれば、至高の権力行使は政治的な争点を顕在化させることなく「思考や欲望の制御をとおして服従せしめること」にある。それは、個人による意思決定が他の個人の行為の選択に影響を及ぼすといった視点のみならず、「社会的に構造化され、文化的にパターン化された集団の行動や、制度上の慣行」によって維持されるものであり、諸個人の無活動 (inaction) という形でも現れうる (同…三五—三八)。ルークスによる権力観の拡張は、A・グラムシのヘゲモニー論やネオ・マルクス主義、現象学的社会学、象徴的相互作用論など社会学における「意味学派」・「解釈学的パラダイム」、また象徴人類学など、文化や意味、言語を含む象徴などに注目した二〇世紀後半の一連のパラダイム転換の中に位置付けることができる。

大石裕はグローバル化の進展や、国民国家内での民族、宗教、言語、地域といった領域における対立、紛争の顕在化により、「政治の拡大」や「文化の政治化」といった形で政治概念が拡大してきたと指摘する。

文化の政治化とは、権力や支配といったまさに政治的な領域や現象の中で、文化の重要性が増大し、それに対する注目が高まってきたことを指し示すものである。むろん、その前提には、現代社会における情報、メディア、コミュニケーションの重要性の高まりといった状況が存在する。その結果、権力や支配などの政治現象を扱う研究領域においても文化に対する関心が一段と強まってきたのである。(大石 二〇〇五・五、傍点引用者)

こうした視点に立てば、権力や支配と関連付けられつつ、しばしば無定義のままに用いられてきた「政治的正統性」の概念も、分析の対象を観察可能な事象から文化が持つ不可視の権力、遍在する権力へと拡張させてきた

ということが出来る。また後述するように、現代社会において正統性の問題を考える際に不可欠となるメディアや（マス・）コミュニケーションへの考察も、文化との関連についての検討が重要となる。

文化に注目するアプローチにとって大きな前提となるのが「文化の呪縛性」である。人間は他の動物とは異なり、物理的な自然の世界に対して本能のまま接することができない。このため「言語」をはじめとする様々な「文化装置」により、混沌とした自然の世界を分節化し、単純化し、理解可能な形に変え、安定した秩序を回復させてきた（バーガー／ルックマン 一九六六・二〇〇三・二八―四二・池上嘉彦ほか一九九四・一八二―一九五などを参照）。たとえば、国家や政府、政党、また自由や平等、民主主義、法律といった諸概念も、社会的な関係から抽出されたメタファーではないが、人々は実体があるかのように捉えたり、守るべきものや戦うべきものとして議論したりする。D・カーツァーは「直接観察をはるかにしのぐ社会に住む私たちは、抽象的シンボル手段をとおしてのみ、より大きな政治実体と関係できるのだ。私たちは、実際、高度にシンボリックな提示でしか出会わない権力者たちに統治されている」と述べている（カーツァー 一九八八・一九八九・一八―一九）。

こうした前提に基づきながら、バーガーらは、人々がある対象を正統なものとし、萌芽を、規範的な要素（価値）以前に、認知的な要素（知識）が客観的に自明のものとして受容される段階に求めた。正統化は、既存の制度的秩序に妥当性が付与されるプロセスであり、前理論的な知識が伝達される段階から始まり、具体的な行為と結びついた原初的な理論的命題が受容される段階、専門分化した知識体系によって制度が説明される段階、さらには日常生活ではまったく経験され得ない象徴体系を通して意味づけが行われる段階に至る。結果的に人々が頭の中に思い描く「象徴的世界」は、「社会的に客観化され、主観的にも現実的なすべての意味の母体をなす」ことになる（以上、バーガー／ルックマン 前掲書・一二八―一三五を参照）。支配の権利根拠としての正統性は、文化に裏打ちされた自明の世界のうちに制度化され、逸脱に対しては批判や制裁がもたらされる。福澤諭吉はギ

ゾーに做って、権威の源として「道理」とともに「歲月」を掲げたが、歲月を経た慣習的行為は、たとえそれが前理論的なものであっても、自明のものとして人々の認識や行為を規定することになる。

このような形で日常生活の中に、支配や権力が遍在していると捉えるならば、正統性もまた支配・被支配という二分法を超えて、私的とみなされるような社会過程の中においても、重層的に認められることになる（プーラントアス 一九六八―一九八一など参照）。旧来のマルクス主義の論者は、このような知識や世界観の中に「虚偽意識」を見出したが、仮にそれが観察者にとって抑圧的で不当なものであっても、人々は何らかの認識枠組みを必要とする。

日々の経験や伝聞に付随する要素は、「いま・ここ」を超えた象徴的世界の中に位置付けられていくことになるが、その際に重要な役割を果たすのが象徴が持つ「意味の凝縮」、「曖昧性」、「多声性（ポリセミー）」（カーター 前掲書：二三）、また表面的な「一貫性」と「柔軟性」（Rohman 1981: 286）などの性質である。言葉の曖昧性は人々に都合の良い解釈を可能にさせ、多声性は具体的なコンセンサスがないままに人々に連帯や対立をもたらし、それが表面上一貫性を持ちつつも柔軟であることから、相互のコミュニケーションを規定し続けていくことになる。バーガーらが指摘するように「高度に抽象的な象徴体系（つまり日常生活の具体的経験から大きくかけ離れた理論）は、経験的証拠によって妥当性を付与されるといふよりは、むしろ社会的支持によって妥当性を付与される」ため、そこに明確な反証が与えられない限り、これらの象徴体系に依拠したコミュニケーションは存続していくことになる（前掲書：一八二）。M・エーデルマンとL・ベネットは「政治的ナラティブが多くの場合詳細に語られず黙示的であることは、批判からそれらを守るのに役立つ。なぜならば、それらが挑戦される機会を減らすからである」と述べている（Edelman & Bennett 1985: 165）。

また象徴は安堵や脅威といった情緒を喚起し人々に一定の態度を迫ることで、特定の政治的反応を導き出す

きつかけとなる。カーツァーは「あらゆる文化が独自の強力なシンボルの貯蔵庫を持っており、新しい政治勢力にとつては、これらのシンボルを自分たちのものとして要求するのが大概の場合有利」（カーツァー前掲書…六二、一部改訳）だと述べている。やや古いが、たとえば次のような指摘はこうした傾向を端的に示している。

Aというソ連の政治家が彼の1時間のスピーチの中で100回「レーニン」もしくは「レーニン主義的」という言葉を使ったでしょう。そしてBという政治家がスピーチの中で10回しかこれらの言葉を使わなかったでしょう。これは何を意味しているのか。正解は、おそらく読者諸君の頭の中の答とは反対であろう。AのほうがBよりも、より新しい考えをもった政治家である可能性が強いのである。ソ連においては新しい政策を出す際に、その新しい政策が社会主義の原則を踏み越えるものではないことを示すために、つまり彼の新しい路線を正当化するためにレーニンを多く「創造的」に引用するのである（秋野 一九九〇…一九八）。

研究者が行ってきた正統性に関する議論も、一つの象徴的世界のモデルの提示である。可視的な現象のみを前提とする経験科学的な研究や、意識を下部構造の反映とするような議論においては、実在する構造や世界を前提とするため、たとえば歴史認識をめぐる論争など、「いま・ここ」に還元しえない正統性の問題についてうまく説明することができなかった。人びとは直接的に支配・被支配の関係を置かれていない世界の出来事に正統性を見出し、実際の行動に駆られることもある。人びとはこうしたシンボリックな「現実」の世界から決して自由ではなく、時として自らの世界観を守るために殉死や殉教といった行為にまで至ることすらある（池上ほか 前掲書…一八七）。

五 正統性の動態的把握

ここまで正統性の二面性や権力性、またそれを成立させる文化や象徴の機能・役割について考察してきた。最後に、現代社会において、正統性がどのように構築され、維持され、変容していくのか、メディアの役割にも注目しながら正統性概念を捉え直してみたい。

文化人類学者のV・ターナーは「人びとが頭の中に抱くメタファーやパラダイムこそが社会的行為を生み出す原動力となっている」(ターナー 一九七四・一九八一・七)と述べ、人々が役割を演じる社会劇という観点から社会過程の動態的な把握を試みた。ターナー同様に政治におけるシンボルに注目する学者たちは、人々が頭に描く象徴的世界を「神話」、それに基づいた相互行為を「儀礼(儀式)」と呼び、その反復的な性質と変化の契機に関心を寄せてきた。先述したバーガーらの指摘の通り、正統性は我々が自明視する日常生活の常識の中に遍在しているが、近代以降の国民国家を舞台とする政治的な神話とその展開は、新聞やラジオ、テレビなどのメディアなくしては成立し得ず、近年ではインターネットの重要性が増している。

支配や権力とメディアの影響については、政治コミュニケーションの研究が様々な知見を蓄積し、発展させてきた。その伝統的なアプローチにおいては、コミュニケーションは送り手から受け手への情報の伝達過程として捉えられてきた。J・ケアリーはこれを「伝達モデル」と名づけ、一方でコミュニケーションの「儀礼モデル」を提唱した(Carey, 1989)。コミュニケーションの「伝達モデル」は、客観性を有した事実の実在が前提とされ、その事実に関する情報が、メッセージとして送り手から受け手へと伝達される(されない)ことが想定される。それは、あくまで客観的事実がメッセージに先立って存在し、それを描写するために適切とされる言語が模索され、伝えられ、理解される(批判的な観点からは歪曲、隠蔽される)という一連の時間的な流れが前提となってい

る。政治的正統性の構築、維持、変容に関して、こうしたモデルを適用した場合、正統性はコミュニケーションの効果・影響に包摂された概念として、もっぱらその結果のみが問われることになってしまう。

一方で「儀礼モデル」においては、コミュニケーションは特定の世界観（神話）が描かれ確認される象徴的プロセスであり、「そこでは現実が創られ、維持され、修復され、変容」させられる。また人々にとつての「現実」は認識に先立って存在するわけではなく、象徴を介したコミュニケーションの結果として、作り出されるものとして捉えられる。このモデルは、人びとの認識から独立した唯一の客観的現実といったものを想定しておらず、常に動態的なコミュニケーションの過程において生産、再生産されるものとして描き出される。ケアリーは、コミュニケーションには communication of reality = 「現実（について）のコミュニケーション」と communication for reality = 「現実（の構築、確認）のためのコミュニケーション」という二つの特徴があることを指摘している。政治的正統性も同様に、それが伝達されると同時に、その妥当性が確認され、維持されるといふ後者の側面があり、そこに修復や変容の契機が備わっているとみることができるといふことができる。

支配的な価値観に根差したコミュニケーションの反復によって生まれる制度的秩序は、正統性の根拠となり、先述したように利益の表明や認識を抑圧する権力性を持つ。一方で、ドガンの指摘にもあったように、正統性の認識がすべての人にとつて、常に一致するということはない。程度の差はあれ、制度的な秩序からの逸脱は常に生じうるものであり、特定の人びとの間に集合的な対抗規範が制度化されれば、そこに異議申し立てを生み出す下位文化が形成され（スメルサー 前掲書…一三六）、こうした文化も生産、再生産されていく。

ターナーは「秩序とは獲得されていくものであり、自分が依拠するパラダイムとほかのパラダイムが衝突したり、あるいは一致したりする結果として生ずるもの」（前掲書…九一〇）だとしているが、政治的な論争は、具體的な利益をめぐる交渉以前に、特定の問題に対していかなる世界観（神話）を適用するかという問題の周辺に

生まれることとなる (Bennett 1980: 188)。ヴェーバーは正統性の根拠を被治者の信念に据えた一方で、「あらゆる力、いかなる生活チャンス一般が、自己義認の欲求を持つ」とし、あらゆる支配が、支配を正当化する諸原理に訴えると指摘した (ヴェーバー 一九六〇…二八—二九頁。傍点引用者)。政治的正統性は支配者への白紙委任状などでは決してなく、不作為も含めて人々の期待や信頼を裏切れば、危機に瀕することになる。同様に、デモ行為も「現場で目撃され、メディアによって中継され、コメントされるためにこそ上演される」のであり (バランディエ 一九八〇…二〇〇…一六六)、参加者は既存の秩序の中で自らの正統性を勝ち取るうと、彼らが依拠する象徴的な世界観を提示する。競合する政治勢力はそれぞれの神話の中で、不安を喚起する敵、打倒すべき敵を描き出し、自らのひたむきな努力や勇氣ある行動を演じ、明るい未来を約束する。政治をドラマトゥルギーとして捉えた S・M・ライマンと M・B・スコットは、政治権力を正統化する基本的神話として、英知と知識、神の是認、勇氣とヒロイズム、同意と多数者支配、伝統と慣習、歴史的必然の力の六つを挙げている (ライマン/スコット 一九七五…一九八一…一八九—二〇八)。

一方で人々が構築する世界観は、何がニュースとして伝えられ、何がそこから省かれ、また他のどのような要素との関連において捉えられるかに大きく依存する。G・バランディエは「政治的影響力は出来事によって養われ、出来事こそが、影響力を作り出し維持する演劇化の推進力を与える」(前掲書…一四八—一四九)と述べているが、多くの場合ニュースとなるのは新たに発生した注意を引く出来事がほとんどであって、何らかの出来事が生じなければ、人々が思い描く象徴的世界にも大きな変化は生じない。したがって政治家は、問題が起きても「雲隠れ」することで人々に忘却させようと努めたり、逆に、危機に乗じてリーダーシップを示そうとしたりする。

ここまでに述べてきたようにコミュニケーションは、対面的状況も含めて、特定の世界観が描かれ確認される過

程であり、同時にその社会劇の中で人々が自らの「役割」を見出す過程でもある。エーデルマンはかつて、人々の前に立ち現れる政治は断続的、断片的に示されるスペクタクルⅡ活劇に過ぎず、また多くの場合、人々はその前で無力な存在として自らを位置付ける結果、黙従（quiescence）が導かれるとした（Edelman 1988: 97）。しかし、その後のデジタル・メディアの発達は、時間的にも空間的にも限られていたニュースへの接触の機会を増やし、SNSなどを介して誰もが情報や意見を発信することを可能にし、時としてネット上で拡散する世論が政治的決定に影響を及ぼす状況も生み出すようになった。また、事実に基づかない無責任な情報や感情的な意見の発信も容易になり、自分と同意見の情報に選択的に接することで特定の信念が増幅し強化される「エコーチェンバー現象」のような問題も指摘されるようになっていく。

大石はインターネットの普及、ポピュリズム、社会の分断化という三点を要因として挙げながら、現今のフェイクニュース現象について考察し、旧来のマス・メディアが担ってきた国家社会における情報の共有や支配的な世論形成の力が弱まっていることを指摘する（大石 二〇一九）。こうした状況の中で、法の支配などの正統性の根拠を支えてきた専門家の知見や、一定の職業倫理や手続きに則ったジャーナリズムの言説が批判の対象となり、また制度化されたルールが軽視され、新たな「正統性の危機」が生じているのではないかと問いも立てられる。現代社会の正統性についての考察は、新旧のメディアの特性などを踏まえ、今後も発展させていくことが求められる。

結 び

本稿では political legitimacy の概念を参照する際に重要でありながら、これまで明確に議論されてこなかった

テーマについて考察を加えてきた。訳語の問題や正統性概念が持つ二面性、そこから派生する権力性については、これまで正面から触れている研究は思いのほか少なく、論点の提示はできなかったのではないかと考えている。また正統性を象徴的な次元から捉え直すことによって、国民国家以外の主体（近年、正統性の議論が増えている国際機関やヨーロッパ連合など）に関連する議論や、「いま・ここ」を超えた歴史の解釈をめぐる論争、支配・被支配の関係にはない他国の問題に向けての政治的な意思表示と影響力の行使など、従来の枠組みを超えた議論が期待できるだろう。

また、本稿では敢えて、正統性概念に共通のテーマを論じるために各種の研究アプローチを横断的に参照した面もある。現代の政治的状况を見れば、より良い制度的秩序を模索する規範的研究をはじめ、説得や態度変容、原因帰属、集団規範など心理学的知見も取り込んだ実証的研究、さらにはポピュリズムやフェイクニュースなどの問題も視野に入れた政治コミュニケーション研究、政治社会学的研究など、それぞれに期待されることは大きい。

- (1) 正統性という語には直接言及していないが、支配や権力との関係において大石(二〇〇五ほか)や山腰(二〇一
二)が、また原発報道に関連して烏谷(二〇一七ほか)が、ジャーナリズムとの関連で伊藤(二〇一〇)が、政治コ
ミュニケーション論や政治社会学の観点から正統性に関連する考察を行っている。
- (2) 福澤はF・ギゾーの『ヨーロッパ文明史』(一八二八)を参考に議論を展開しているが、「政治の本筋」は国や時
代によって異なるとし、立君の説(「君主制」、封建割拠の説、民庶会議(「議会政治」、寺院による為政などを列挙
し相対的に捉えた。また、当初「腕力」を以て権力を得た者であっても、その権威の源について問われれば「道理」
や「歳月」を以て答えるとし、権力の自己正当化という側面に注目している。正統性の相対的把握や自己義認への注
目はヴェーバーを起源とする議論が支配的だが、それ以前の早い段階でこうした概念が共有されていたことは学説史

的に興味深い。また「歳月」については、フランス革命への反動とともに、後述するような文化に裏打ちされた慣習的な秩序として提えられる。

(3) 山口定は、政治体制のあり方に関する市民の価値的な評価として「正統性」を、政治システムの効用や効率（実効性）にまつわる市民の期待と不満に関して「正当性」の語を充てる（山口 一九八九：二七〇—二七五）。井上達夫は、対立競合する公共的な正義構想のいずれが正しいのかは「正当性」の問題（一階部分）であり、それらを裁断する集合的決定がいかにして可能なかが「正統性」の問題（二階部分）であるとす。井上は前者を *rightness*、後者を *legitimacy* に対応させている（井上 二〇一九：八六、一六四）。

(4) 「適理性」という語は、J・ロールズの *reasonable* 概念の訳語としても散見されるが（井上 同：二四八など）幅広く用いられているわけではなく、*legitimacy* の訳語として用いることの意味は大きいと思料する。

(5) S・ウォリンはヴェーバーの支配の正統性に関連して、ドイツ語の *Herrschaft*（支配）が英語では *authority*（権威）や *imperative coordination*（命令的調整）、*mastership*（支配）や *domination*（統治）など様々に翻訳され、完全に一致しないことに言及している（ウォリン 一九八一—一九八八：一七〇）。こうした差異は、概念の共通性を減じるデメリットもあるが、その意味を考察するうえでは有意義でもある。

(6) 主観と客観といった区別そのものは、研究者が象徴的な次元において打ち立てた一つのモデルに過ぎず物理的現実根差したものではない。ここでは正統性概念の性質を明らかにするために、便宜的にこうした分類に従う。

(7) こうした定義は正統性概念の操作化を容易にし、行動科学的な研究パラダイムにとっては好都合である。一方で、瞬間的な意見を正統性の根拠とし、個々人が調査内容に関する十分な知識と情報を持っているかのような前提に立ち、表明された回答を等価に扱って計量化し、回答と実際の行動とを同一視する傾向を帯び、多元主義的な世界観を追認する傾向を持つといった問題を指摘することができる。

参考・引用文献

- 秋野豊（一九九〇）「社会主義国と国際関係」佐藤英夫編『国際関係入門』東京大学出版会、一九四—二二二頁。
池上嘉彦、山中桂一、唐須教光（一九九四）『文化記号論』講談社。

- 伊藤高史 (二〇一〇) 『ジャーナリズムの政治社会学』 世界思想社。
- 井上達夫 (二〇一九) 『立憲主義という企て』 東京大学出版会。
- ウエーバー、M (一九五六―一九六〇) 世良晃志郎訳 『支配の社会学Ⅰ』 創文社。
- (一九三二―一九七二) 清水幾太郎訳 『社会学の根本概念』 岩波書店。
- (一九三二―二〇一二) 濱嶋朗訳 『権力と支配』 講談社学術文庫。
- ウォリン、S (一九八一―一九八八) 千葉眞、中村孝文、斎藤眞編訳 『政治学批判』 みすず書房。
- エーデルマン、M (一九六四―一九九八) 法貴良一訳 『政治の象徴作用』 中央大学出版部。
- 大石裕 (二〇〇五) 『ジャーナリズムとメディア言説』 勁草書房。
- (二〇一九) 『フェイクニュースとジャーナリズム論』 『法学研究』 九二巻一号、一―一六頁。
- カーツァー、D・I (一九八八―一九八九) 小池和子訳 『儀式・政治・権力』 勁草書房。
- 加藤新平 (一九五〇) 『國家権力の正統性』 『近代國家論』 弘文堂。
- 烏谷昌幸 (二〇一七) 『原子力平和利用政策の社会的意味―正当性の境界分析の試み』 山腰修三編 『戦後日本のメディア』 アと原子力問題』 ミネルヴァ書房。
- 京極純一 (一九八三) 『日本の政治』 東京大学出版会。
- スメルサー、N・J / デイヴィス、J・A 編 (一九六九―一九九八) 曾根中清司、上野香織訳 『社会学の諸領域』 成文堂。
- ターナー、V (一九七四―一九八二) 梶原景昭訳 『象徴と社会』 紀伊国屋書店。
- ダール、R・A (一九六三―一九九九) 高島通敏訳 『現代政治分析 (第五版)』 岩波書店。
- ドガン、M (二〇一〇―二〇一二) 櫻井陽二、外池力、芝田秀幹訳 『比較政治社会学の新たな元』 芦書房。
- バーガー、P・L / ルックマン、T (一九七七―二〇〇三) 山口節郎訳 『現実の社会的構成―知識社会学論考』 新曜社。
- ハーバーマス、J / ルーマン、N (一九七一―一九八七) 佐藤嘉一、山口節郎、藤沢賢一郎訳 『批判理論と社会システム理論 (上・下)』 木鐸社。

- （一九七三〇二〇一八）山田正行、金慧訳『後期資本主義における正統化の問題』岩波文庫。
- балансиディエ、G（一九八〇〇二〇〇〇）渡辺公三訳『舞台の上の権力—政治のドラマトゥルギー—』ちくま学芸文庫。
- プーランツァス、N（一九六八〇一九八二）田口富久治、網井幸裕、山岸紘一訳『資本主義国家の構造Ⅱ—政治権力と社会階級—』未來社。
- 福沢諭吉（一八七五〇一九九五）『文明論之概略』岩波文庫。
- 丸山真男（一九八六）『文明論之概略』を読む（上・下）』岩波新書。
- ミューラー、C（一九七五〇一九七八）辻村明、松村健生訳『政治と言語』東京創元社。
- 柳父圀近（二〇一〇）『政治と宗教—ウエーバー研究者の視座から—』創文社。
- 山口定（一九八九）『政治体制』東京大学出版会。
- 山腰修三（二〇一二）『コミュニケーションの政治社会学』ミネルヴァ書房。
- 湯本和寛（二〇〇四）『政治的正統性（正統性）論再考—象徴理論からのアプローチ—』修士学位論文、慶應義塾大学（法学）。
- ライマン、S・M／スコット、M・B（一九七五〇一九八一）清水博之訳『ドラマとしての社会』新曜社。
- リブセツト、S・M（一九五九〇一九六三）内山秀夫訳『政治の中の人間—ポリティカル・マン』創元新社。
- ルークス、S（一九七四〇一九九五）中島吉弘訳『現代権力論批判』未來社。
- ルーマン、N（一九八三〇一九九〇）今井弘道訳『手続を通しての正統化』風行社。
- Anderson, C et al. (2005) *Loser's Consent: Elections and Democratic Legitimacy*. New York: Oxford University Press.
- Bennett, W. L. (1980) "Myth, Ritual, and Political Control." in *Journal of Communication*. Vol.30, No.4, Autumn, pp.166-179.
- Bennett, W. L. and Edelman, M. (1985) "Toward a New Political Narrative." in *Journal of Communication*. Vol.35, No.4, Autumn, pp.156-171.
- Carey, J. (1989) *Communication as Culture: Essays on Media and Society*. New York: Routledge.

- Edeleman, M. (1988) *Constructing the Political Spectacle*. Chicago: University of Chicago Press.
- Friedrich, C. J. (1963) *Man and His Government: An Empirical Theory of Politics*. New York: McGraw-Hill, pp.232-246.
- Merquior, J. G. (1980) *Rousseau and Weber: Two Studies in the Theory of Legitimacy*. London: Routledge and Kegan Paul Ltd.
- Netelenbos, B. (2016) *Political Legitimacy beyond Weber: An Analytical Framework*. London: Palgrave Macmillan.
- Rothman, R. (1981) "Political Symbolism" in Long, S.L. (ed.) *The Handbook of Political Behavior* (vol.2). New York: Plenum Press, pp.285-340.